

●第 33 回広島市都市計画審議会(H23 年 2 月 1 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について(広島市決定)	牛田台地区	当地区では、建築協定の更新を契機として、住民主体のまちづくり活動の機運が高まり、良好な居住環境の保全を図るための地区計画策定に向けた検討が開始され、平成 22 年 7 月に、牛田台自治会から本市に地区計画の都市計画決定の要望書が提出された。このため、当地区において、地区住民自らが、まちの将来を考えていこうとする意思を具現化するとともに、地区の特性に配慮した建築物等を誘導することにより、居住環境の悪化の防止、良好な街並み景観の維持を図るため、地区計画の決定を行うものである。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)第一種市街地再開発事業の決定について(広島市決定)	京橋町地区第一種市街地再開発事業	京橋地区内に現存する京橋会館は、昭和 29 年に建設された市営住宅及び市営店舗で、建設後 56 年が経過し、老朽化が極めて著しいため、早急に更新を図る必要がある。 このようなことから、隣接する京橋町ちびっこ広場と一体的な街区を形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「京橋町地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定を行う。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)高度利用地区の変更について(広島市決定)	京橋町地区	京橋地区内に現存する京橋会館は、昭和 29 年に建設された市営住宅及び市営店舗で、建設後 56 年が経過し、老朽化が極めて著しいため、早急に更新を図る必要がある。 このようなことから、隣接する京橋町ちびっこ広場と一体的な街区を形成し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「高度利用地区」の都市計画変更を行う。
広島湯来準都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の決定について(広島市決定)	湯来地区、川角地区、魚切ハイツ・ハーブヒルズ地区、杉並台地区、	現行の湯来都市計画区域は、旧湯来町が本市と合併したことから、都市計画法の規定により都市計画区域の見直しが必要となった。このため、現在の都市計画区域を廃止し、引き続き土地利用のコントロールが必要と考えられる区域について、準都市計画区域を

	白砂台地区	指定する。 このうち、特に住宅団地など良好な都市環境の形成を図るべき区域について、用途地域の都市計画決定を行う。
広島湯来準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の決定について(特定行政庁:広島市長)		新たに広島湯来準都市計画区域が指定されることに伴い、用途地域の指定のない区域が生じることから、建築物の容積率等を決定する。
湯来都市計画区域の廃止及び広島湯来準都市計画区域の指定に係る意見照会について(広島県指定)		現行の湯来都市計画区域は、旧湯来町が本市と合併したことから、都市計画法の規定により都市計画区域の見直しが必要となった。このため、現在の都市計画区域を廃止し、引き続き土地利用のコントロールが必要と考えられる区域について、準都市計画区域を指定する。
「広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)」の改定について		広島市の都市計画に関する基本的な方針(広島市都市計画マスタープラン)の改定について、当審議会へ諮問を行い、継続的に審議を行うものである。今回は、改定素案について審議を行った。